

総会(総代会)後の事務処理

組合は、総会（総代会）終了後、決算に基づき税務申告及び納税、認可行政庁並びに法務局に届出や申請等を行わなければなりません。

平成27年度分から、知事の所管に属する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合の組合設立認可申請書、定款変更認可申請、役員変更届、解散届、決算関係書類等の市町村に対する提出が不要となりました。

また、これまで国土交通省東北運輸局及び厚生労働省厚生局が所管していた組合のうち、一つの都道府県を超えない区域の組合は、都道府県知事になりました。

該当する組合は、決算関係提出書類、役員変更届、定款認可申請書等の提出先が変わりましたのでご注意ください。

1) 税務申告及び納税

総会（総代会）終了後、事業年度終了の日から2ヶ月以内に通常総会で確定した決算に基づき税務計算を行い、所轄税務署、県、市町村に法人税、県民税、事業税、市町村民税及び消費税の確定申告を行い、納税します。

2) 決算関係書類の行政庁への提出

総会（総代会）終了後、2週間以内に決算関係書類を所管行政庁へ提出しなければなりません。

決算関係書類提出書

＜添付書類＞ ①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理案、
⑥監査報告書、⑦総会（総代会）議事録の謄本（原本証明が必要）

3) 役員変更届の行政庁への提出

役員の変更があった場合、変更の日から2週間以内に役員変更届を所管行政庁へ提出しなければなりません。

役員変更届出書

＜添付書類＞ ①変更した役員の氏名・住所 ②変更の年月日及び理由を記載した書面
③理事会議事録の謄本（原本証明が必要） ④総会（総代会）議事録の謄本（原本証明が必要）

なお、総会（総代会）において新たな役員を選挙又は選任した場合は、決算関係書類への総会議事録（総代会議事録）添付により役員変更届書への総会議事録（総代会議事録）添付を省略することができます。また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

4) 定款変更の認可申請

総会（総代会）で定款を変更した場合には、速かに認可行政庁に定款変更認可申請をして認可を受けなければ効力が発生しません。

定款変更認可申請書

＜添付書類＞ ①変更理由書 ②変更箇所を記載した書面（新旧対照表）
③定款変更を議決した総会（総代会）の議事録の原本及び謄本（原本証明が必要）
④定款変更前・変更後の事業計画書又は収支予算書（定款変更が事業の場合）

※定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に本会へご相談ください。

5) 登記申請

① 代表理事変更

総会で役員を選挙又は選任された場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 定款
- iii) 総会（総代会）の議事録
- iv) 理事会の議事録
- v) 就任承諾書（就任承諾した旨が理事会議事録で明らかである場合は、承諾書の添付を要しない。）
- vi) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）
- vii) 辞任届（代表理事が辞任（又は死亡）し、後任者が就任した場合。死亡届、死亡診断書、戸籍謄本等でも可。）